平成２３年（フ）第８２号
香川県丸亀市津森町140番地２　アルファステイツ丸亀城西404号
債務者　荒井　昭子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第８７号
香川県丸亀市川西町北215番地
債務者　橋本　笑子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第９８号
香川県丸亀市塩屋町５丁目12番11―406号外浜団地11棟
債務者　中野　良一
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第６４４号
千葉県八千代市八千代台北17丁目14番５号
債務者　岡野真知子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６６６号
千葉県市原市大坪602番地２穴倉アパート８号
債務者　堀内　祐治
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７０６号
千葉市花見川区検見川町３丁目1848番地
債務者　高橋　智美
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７１７号
千葉市美浜区高洲３丁目15番１棟705号
債務者　諏訪　仁美
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７４６号
千葉県千葉市花見川区三角町26番地４　フラップエイト203号
債務者　金子　広伸
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７６１号
千葉県船橋市前原西６丁目１番12棟101号
債務者　松尾　敏子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３１１号
静岡県浜松市中区佐鳴台５丁目14番20号オーガスタＳ206
債務者　定方　雅代（旧姓林）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
北海道苫小牧市のぞみ町３丁目18番21号　エクセルオリーブ106号
債務者　吉田　忠志
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第５４６号
仙台市宮城野区福田町３丁目７番１―401号
債務者　佐々木由紀子（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６４４号
仙台市太白区八本松２丁目11番19号
債務者　石田由美子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５４号
秋田県大館市比内町新館字屋布47番地
債務者　杉澤　憲司
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第１０５号
福島市大森字経塚６番地の43
債務者　野村　順子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２１号
福島県南相馬市原町区橋本町３丁目25番地の７
債務者　鈴木　輝政
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第６２号
茨城県行方市浜659番地
債務者　井川　律子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所麻生支部